

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景・目的

私たちのまち古河市（以下、「本市」という。）は、関東地方のほぼ中央、茨城県西端に位置し、人口約14万人の県西地域最大の都市です。1955（昭和30）年代から工業立地が進み、近隣の市町村から労働人口流入があり、本市を中心とする古河都市圏を形成しています。自然環境面においては、全国でも最大規模のヨシ原がつくりだす美しい自然景観とともに、希少価値の高い豊かな自然環境が残されています。

これらの地域特性を前提として、2011（平成23）年度に策定した古河市環境基本計画（以下、「第1次計画」という。）では、目指す将来環境像と5つの基本目標を掲げ、環境保全及び地球温暖化等に対する各種施策・事業に取り組んできました。

一方、環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、世界では、地球環境の危機を反映しSDGsの採択やパリ協定の発効など、国際社会が一丸となって持続可能な社会実現のための取り組みが加速しており、我が国ではパリ協定を踏まえ、2050（令和32）年までに温室効果ガス*の排出をゼロにするカーボンニュートラル*及び脱炭素社会*の実現を目指す宣言を行いました。

このような背景のもと、国内外の社会情勢の変化や新たな環境の課題に対応するため、2022（令和4）年度を始期とする「第2次古河市環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は、「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」及び第1次計画の理念・進捗状況等を踏まえ、市民、事業者、市が一体となって取り組みを進めていく指針となるものです。新施策・取組を検討し、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。



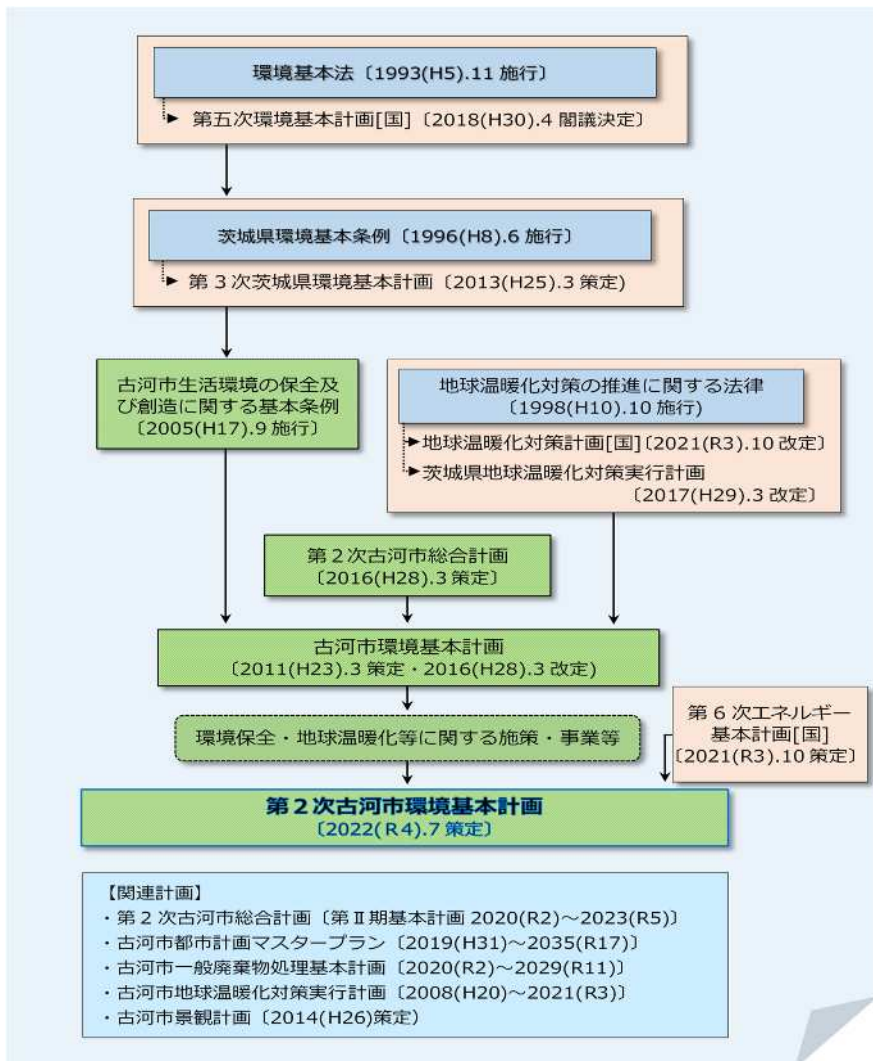
写真出典：古河市 HP

第1章 基本的事項

2 計画の位置づけ

本計画の位置づけは、以下のとおりです。

- 1 環境に関する本市の最も基本となる計画であり、「第2次古河市総合計画」を環境面から具現化するための指針として策定した古河市環境基本計画〔2016(H28)年3月改定〕に基づき実施された施策・事業等を取りまとめ、見直すもの
- 2 「古河市生活環境の保全及び創造に関する基本条例」に掲げる基本理念を具現化するものであり、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すとともに、これに基づき、本市の各部門において施策を立案・実施するための指針となるもの
- 3 国の定める「環境基本法」、「第五次環境基本計画」及び茨城県の定める「第3次茨城県環境基本計画」と整合を図り、策定するもの
- 4 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体実行計画であり、国における地球温暖化防止に関する諸計画や本市の自然的社会条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるための施策を策定するもの



3 計画対象期間

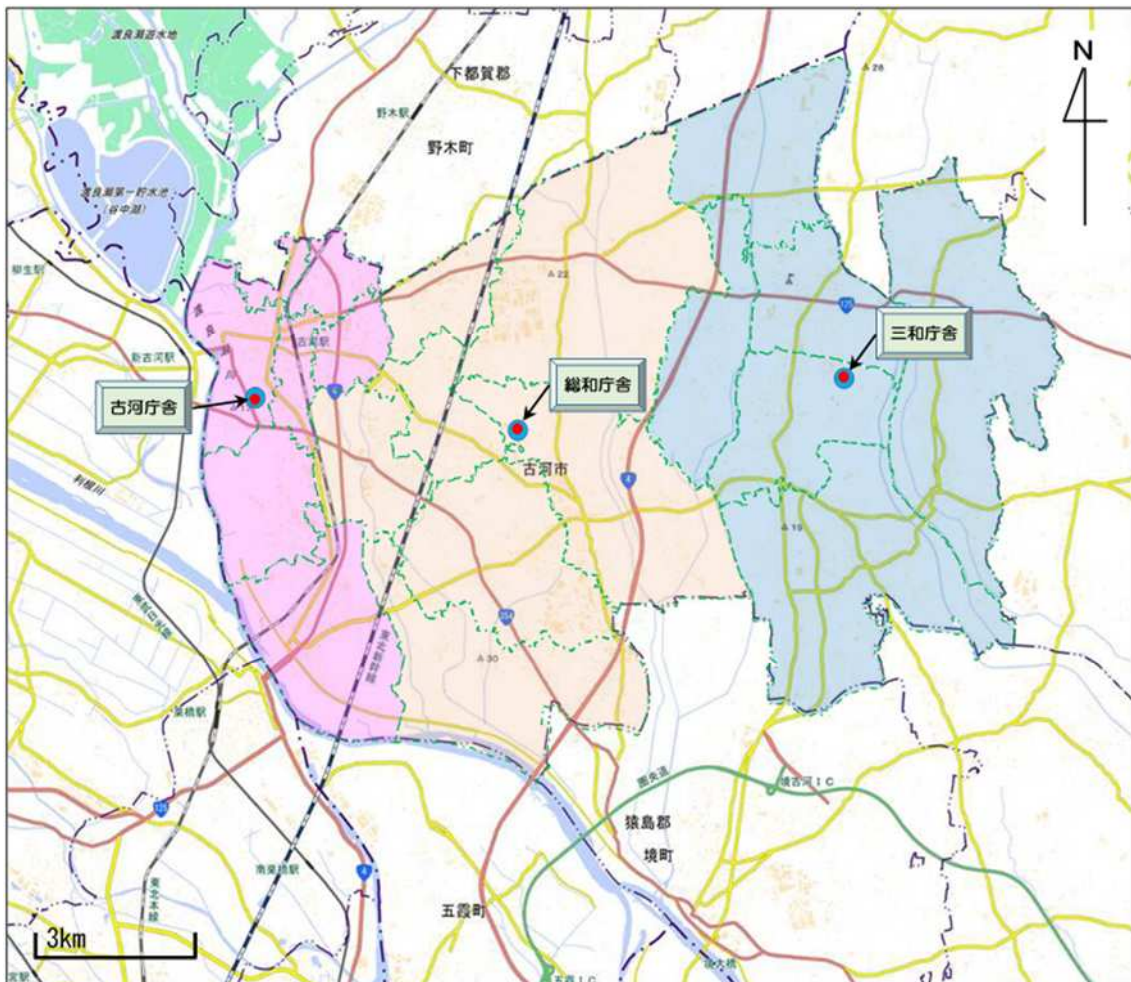
本計画は、2031（令和13）年度を目標年次とし、2022（令和4）年度から2031（令和13）年度までの10年間を計画期間とします。なお、本市の環境を取り巻く状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

西暦(20××)年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36							
和暦(平成・令和)年	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18							
総合計画[基本構想]	第1次					第2次(20カ年)																											
総合計画[基本計画]	IV	第V期(4カ年)	第I期(4カ年)	第II期(4カ年)	第III期(4カ年)	第IV期(4カ年)	第V期(4カ年)																										
第1次環境基本計画	第1次(11カ年)※																																
第2次環境基本計画												第2次(10カ年)																					

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本計画の策定が1年遅れての開始となったため、第1次計画の期間を1年延長しました。

4 計画対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。また、地域により環境の特性や取り組みなどが異なるため、各地域性にも配慮するものとします。



古河市詳細図

引用作成：古河市 HP
：国土地理院地図

5 計画対象主体

本計画の対象とする主体は、市民・事業者・滞在者及び市とします。

将来の望ましい環境像の実現に向けて市民・事業者・滞在者及び市の各主体がそれぞれの役割と責務に応じて行動し、計画を推進していきます。

6 計画対象環境

本計画の対象となる環境の範囲は、以下のとおりです。

◆自然環境

私たちの身の周りに存在する空気や土・生物等、生物の生存基盤となる環境

→農地・平地林／河川・水辺／動物・植物／自然とのふれあいなど

◆生活環境

大気・水質・騒音・廃棄物など、私たちが生活・活動することにより何らかの影響を受け、新たに発生する環境

→大気環境／水環境／音環境／土壌環境／廃棄物など

◆快適環境

生活空間の中のみどり・音・香り・景観等、ふれあいの中で快適と感じる環境

→公園・緑地／歴史・文化的環境／まち美化、暮らしのマナー・モラルなど

◆地球環境

地球温暖化など、地球的規模で変化・進行する環境

→地球温暖化／グリーン社会の実現／気候変動*対策など

7 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

第1章	基本的事項 計画策定の背景・目的、計画の位置づけなど
第2章	第1次計画策定後の社会情勢の変化 国内外の動向、茨城県の動向
第3章	古河市の環境の特性と課題 環境の特性、市域の生活環境、市域の自然環境、アンケート調査結果、ヒアリング調査結果
第4章	施策の進捗状況 施策の進捗状況、これまでの評価
第5章	計画の目標 望ましい環境像、望ましい環境像実現のための基本方針と計画の視点
第6章	計画の推進及び進捗管理 具体的な施策の展開、基本目標と施策、計画の進捗管理の基本的な考え方、計画の推進及び進捗管理体制